

令和7年12月2日
選挙管理委員会事務局

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

1 改正理由

最近における物価の変動を踏まえ、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の公職選挙法施行令の改正が行われた（令和7年6月4日公布、同日施行）。

このことに伴い、江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「本条例」という。）の一部を改正する。

2 主な改正内容

本条例において規定している選挙運動用のビラ作成及びポスター作成に係る公営に要する経費の限度額について、公職選挙法施行令の改定額に準じて、以下のとおり引き上げを行う。

対象条項	種類	区分	限度額	
			改正単価	現行単価
8条	ビラ作成	5万枚以下の場合（※）	1枚当たり	8.38円 7.73円
11条	ポスター作成	ポスター掲示場数が500以下（※）	1枚当たり	586.88円 541.31円

※本区が該当する区分による。

3 施行期日

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 改正後の本条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第7条 (略) 第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>7円73銭</u> を超える場合には <u>7円73銭</u> ）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	第1条～第7条 (略) 第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>8円38銭</u> を超える場合には <u>8円38銭</u> ）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。
第9条・第10条 (略) (ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)	第9条・第10条 (略) (ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)
第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>541円31銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申	第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>586円88銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申

請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第12条 (略)

請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第12条 (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される江東区議会議員及び江東区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された江東区議会議員及び江東区長の選挙については、なお従前の例による。